

# 今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

## 第95回 公道で選挙演説を聴く市民の政治的言論の自由と 「現在」の市民の「不断の努力」

憲法問題対策センター副委員長 平 裕介 (61期)

2019年7月15日、札幌市で、安倍晋三首相の選挙カーからの街頭演説中に、聴衆として参加しつつ「増税反対」などと叫んだ市民（大学生の女性）を警察官複数名が取り囲み（同月18日毎日新聞朝刊27面によると警察官6名に囲まれているように見える）、女性の身体（肩や腰等）を掴むなど実力を行使して演説現場から排除するという事態が発生した。女性と周囲の支持者との間に特にトラブルは生じておらず、女性はマイクや拡声器等を用いたわけでもなく、安倍首相の演説が中断されることもなかった（以下、これらの警察官の実力行使による女性の排除行為を「本件警察活動」という）。北海道警察は、本件警察活動の法的根拠に關し、「個別の法律ではなくトラブル防止のため」などと説明している（同朝刊27面、同日朝日新聞朝刊31面、同日北海道新聞朝刊1面・33面等参照）。

しかし、選挙演説に際して演説者や候補者に一市民の生の声を届ける目的で、演説者や候補者に届く声の大きさで、多少の質問や意見をしたり演説内容等に疑問を呈するなどの目的で弥次（ヤジ）を飛ばしたりすることは、表現の自由すなわち民主主義社会における重要な基本的人権の一つである政治的「言論」（憲法21条1項）の自由として保障されるものといえる。また、選挙演説が行われる場所は、殆どの場合、市民が自由に出入りできる公道や広場、公園であるところ、選挙演説中であっても、市民はその聴衆として原則として演説が行われている近くの公道等に自由に出入りできるので（公物たる道路の自由使用（一般使用））、かつ、そのような場所は演説者のみならず一般市民の表現の場としても役立つことがあるのであるから、聴衆にとってもその場所は「パブリック・フォーラム」としての性質（最判昭和59年12月18日刑集38巻12号3026頁の伊藤正己補足意見参照）を有するものといえる。そこで、少なくとも、公道で選挙演説の遂行に支障を來さない程度に多少の声を上げる（質問や意見として声を上げる、弥次を飛ばすなどの）自由については、法律やこれに基づく行政活動による制約が許されるべきではなかろう。

他方、公職選挙法225条2号は、選挙が公明かつ適正に行われることを確保すべく、「演説を妨害し…選挙の自由を妨害」する行為をした者を処罰すると規定しているところ、裁判例は、「選挙演説に際しその演説の遂行に支障を來さない程度に多少の弥次を飛ばし質問をなす等は許容」されるとし、「他の弥次発言者と相呼

応し一般聴衆がその演説内容を聴き取り難くなるほど執拗に自らも弥次発言或は質問等をなし一時演説を中止するの止むなきに至らしめるが如き」行為に至らなければ公職選挙法上の演説妨害罪は成立しない（同号に該当しない）旨判示しており（大阪高判昭和29年11月29日高等裁判所刑事裁判特報1巻11号502頁（503頁））、同法の前身たる衆議院議員選挙法115条2号の演説妨害罪の成否についても、聴衆が演説を「聴き取ることを不可能又は困難ならしめるような所為」に当たる程度であることが必要とされている（最三小判昭和23年12月24日刑集2巻14号1910頁（1912頁））。それ以降の裁判例も概ね同様の解釈を行っており、上記市民の言論の自由を尊重するものであるとみることも可能であろう。冒頭で述べた事実関係からすれば、裁判例の規範に照らし女性の上記行為が公職選挙法上の演説妨害罪に当たらないことは明白である。当センターでも本件警察活動の問題に関して委員間で活発な意見交換がなされたが、女性の上記行為が同罪に当たるとの意見は皆無であった（2019年9月9日付け東京弁護士会「選挙演説の際の市民に対する警察権行使について是正を求める意見書」も同旨）。なお、埼玉県知事選の応援演説をした柴山昌彦文部科学相（当時）に対し、大学入試改革への反対を訴えた大学生を警察官が取り囲んで遠ざける出来事が発生したことにつき、柴山文科相は「（演説会場で）大声を出すことは権利として保障されているとは言えないのではないか」と述べた（2019年8月27日朝日新聞夕刊10面、翌28日朝日新聞朝刊30面参照）が、上記裁判例・判例の立場に照らすと、誤解を招く発言であったと言わざるを得ない。

2019年8月10日、この女性は、本件警察活動に抗議するデモ行進（札幌市内）に参加した（同月11日東京新聞朝刊24面等参照）。これは、言論・表現の自由等の基本的人権を市民が保持し続けるための「不断の努力」（憲法12条前段）でもあるといえる。同月以降、愛知県における「表現の不自由展・その後」に関するニュースが多く報道され、表現の自由等との関係で問題視されているが、今こそ、基本的人権を自覚的に行使するという「現在」（憲法11条）の市民個々人の「不断の努力」が、基本的人権とその価値を「将来」（同条）の市民に引き継いでいくための極めて重要な立憲主義的営為であるものと強く認識されるべき時ではなかろうか（樋口陽一ほか『憲法を学問する』（有斐閣、2019年）169頁以下〔蟻川恒正〕参照）。